

税

税のお知らせ

■問い合わせ先
税務課 ☎(40)5554

11月～12月は 市町村税徴収強化月間 です

◆納税は社会の基本的ルールです
市税等は、納税者の皆さまが決められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方には期限までに納付していただいています。残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2014冬」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。
滞納の解消に向けた取組みとして、積極的に給与・預貯金・生命保険・不動産等の財産調査と差押えを実施します。納期内納付をお願いします。



納税は期限内に
お悩みなら納税相談を

納税のご相談は身近くの市町村税務担当課にお問い合わせください。

市町村税徴収強化月間2014冬
あなたの税が未来を拓く

栃木県地方税滞納整理推進機構
県内全市町・栃木県

公的年金を受給されている方について、確定申告が不要となる場合があります。必ずご確認ください。

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、必要になる場合もありますので、次の点にご注意ください。

- ・前記の条件に該当する場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください。医療費控除や生命保険料控除等は、申告をしないと適用を受けられません。
- ・前記の条件に該当する場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

- ・前記の条件に該当し、確定申告は不要であっても、市・県民税についての申告は必要となる場合があります。例えば、医療費控除や生命保険料控除等がある場合には、申告をしないと、市・県民税でこれらの控除の適用を受けることができません。また、事業所得や不動産所得がある

場合は、申告をしていただく必要があります。

復興特別所得税の記載漏れ、計算誤りにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1%）を所得税と併せて申告・納付をすることとなっています。

確定申告書の提出の前に、今一度、確認をお願いいたします。

e-Taxメール会員登録中!!

メールアドレスを登録した方には、確定申告でスムーズにe-Taxを利用するための最新情報を配信します。

e-Taxを利用すれば、確定申告会場に行く必要がなく、自宅などから申告書の提出（送信）ができるのでとても便利です。

登録方法等については、11ページをご確認ください。

ご不明な点は、栃木税務署個人課税部門までお問い合わせください。

■問い合わせ先
栃木税務署 個人課税部門

☎0282(22)0885
(自動音声案内「2」を選択してください)